■ 成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）

資料２－２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 国の基本指針 | 第２期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |
| 障がい児支援の提供体制の整備等  障がい児支援の提供体制の整備等 | 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 | ＜目標＞  令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞  国の基本指針に沿った目標設定とし、令和５年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする（市町村単独での設置が困難な場合には複数市町村が共同で利用できる体制を構築することも可）。 |
| ＜考え方＞  障がい児支援の中核的な機関となる児童発達支援センターを設置している市町村の割合は、平成30年度末時点で32%であり、十分な状況とは言えないため、引き続き、全市町村における確保を目指す。 |
| ＜目標＞  令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞  国の基本指針に沿った目標設定とし、令和５年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とし、市町村ごとに目標を設定されたい。その際には、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるよう努められたい。 |
| ＜考え方＞  保育所等訪問支援の実施体制を確保している市町村の割合は、平成30年度末時点で42％であり、十分とは言えない状況のため、引き続きすべての市町村における実施体制の確保を目指す。 |
| 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 | ＜目標＞  令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞  国の基本指針に沿った目標設定とし、福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、保健医療・福祉・教育等の関係機関との連携により聴覚に障がいのあることがわかった乳幼児に係る相談支援や手話の獲得支援を担う専門人材の養成・派遣など、難聴児支援を推進する。 |
| ＜考え方＞  聴覚障がい児を含む難聴児の支援に当たっては、都道府県において、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 障がい児支援の提供体制の整備等  障がい児支援の提供体制の整備等 | 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保  医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 | ＜目標＞  令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞  国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上設置することを基本とする。なお、大阪府では府内の重症心身障がい児数約２，４００人を児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除した箇所数を参考にして、目標を設定することとしており、各市町村においては府の目標値を重症心身障がい児数で按分して目標設定されたい。 |
| ＜考え方＞  平成30年度末時点で、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１以上確保している市町村の割合は、それぞれ28％と30％であり、十分とは言えないため、引き続き全市町村における1カ所以上の確保を目指す。 |
| ＜目標＞  令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、および各市町村において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞  〇国の基本指針に沿った目標設定とし、令和５年度末までに、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村におかれては、協議の場を活性化されたい。  〇国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、少なくとも福祉関係1名、医療関係1名を基本に、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。  また、府の協議の場にも、市町村支援につながるよう、少なくとも１名を配置する。 |
| ＜考え方＞  医療的ケア児支援のための協議の場については、設置自体が進んできていることを踏まえて、引き続き全市町村での設置を目指す。医療的ケア児等コーディネーターを配置しているケースは少ないため、新たに成果目標へ盛り込む。 |